

加須市有料広告掲載基準

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、加須市有料広告掲載要綱第 3 条第 2 項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。また、ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告に関する基本的な考え方)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。信用性と信頼性を持てる表示内容でなければならない。

(規制業種又は事業者等)

第 3 条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) 投機的商品に関するもの
- (4) ギャンブル（競艇及び宝くじを除く。）に関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 本市の市税を滞納している事業者
- (11) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(掲載基準)

第 4 条 次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの
- (7) 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
(表示基準)

第5条 表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
 - (2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
 - (3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。
 - (4) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
 - (5) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。
 - (6) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。
- (その他)

第6条 業務改善課長は、広告の表示内容について必要がある場合は、関係法令等の所管課長に対し、法令等で定めた内容に違反している事項がないか確認し、適否を判断するものとする。なお、内容の訂正・削除等が必要と判断した場合には広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年3月25日市長決裁）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。